

豊中市伊丹市クリーンランドダイオキシン類対策委員会設置要綱

平成12・11

(設置)

第1条 豊中市伊丹市クリーンランド職員安全衛生管理規則（平成7年組合規則第1号。以下「職員安全衛生管理規則」という。）第24条の規定に基づき、豊中市伊丹市クリーンランドダイオキシン類対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策委員会は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第21条及び第22条に規定する安全衛生委員会の調査審議事項のうち、ダイオキシン類による健康障害の防止対策に係る事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 対策委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 労働安全衛生委員
- (2) 労働安全衛生に関する経験を有する者のうち、職員安全衛生管理規則第7条第1項に規定する総括安全衛生管理者（以下「総括安全衛生管理者」という。）が指名する者。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 対策委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。
委員長は、対策委員会の事務を総理、委員会を代表する。
委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策委員会は、委員長が必要と認めたとき又は3分1以上の委員から会議に付すべき事項を示して請求があったときに委員長が召集し、委員長がその議長となる。
2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 対策委員会の議事は、主席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長が必要があると認める関係職員に出席及び資料の提出を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
委員長は、必要に応じてた部局職員のオブザーバー参加を認めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の議事その他運営について必要な事項は、対策委員会が定める。